

令和6年度 高尾地区市民センターの管理に関する評価シート

1. 施設の概要

名称	高尾地区市民センター
所在地	伊賀市高尾 2450 番地 1
構成施設等	本館、駐車場
開館日及び開館時間	平日 午前9時から午後5時
休館日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日
施設所管課	青山支所

2. 施設管理者

団体名称	高尾住民自治協議会
指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日
指定管理料	総額 18,402,000 円 (令和6年度 7,230,000 円)

3. 業務の状況

(1) 施設の使用の状況

区分	貸出可能数(件)	貸出数(件)	稼働率(%)	利用者数(人)	備考
会議室	1,095	135	12.3	795	
多目的室	1,095	98	9.0	1,283	
調理室	1,095	25	2.3	202	
計	3,285	258	7.9	2,280	

(2) 利用料金の収入等の状況

区分	利用料金合計(A)	減免額(B)	差引額(A-B)	うち、未収入額
該当なし				
計				

(3) 管理に関する収支状況

単位：円

収入				支出	差引(A-B)
指定管理料	利用料金	その他	合計(A)	合計(B)	
7,230,000	0	14,094	7,244,094	7,238,190	5,904

※自主事業に係る経費を除く。

4 評価

(1) 高尾地区市民センターの設置目的、評価指標及び達成水準

ア 施設の設置目的

地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。

イ 評価指標及び達成水準

評価指標	達成水準	達成状況
地区市民センター利用延人数	2, 100人	2, 280人
達成状況に対するコメント コロナ禍により休止していた行事等の復活により、センターの利用数が順調に推移していることが確認できます。今後とも、地域の活動拠点として活用していただきたい。		

(2) 運營業務に関する市の履行確認及び評価

ア 施設の運営に関すること。

業務内容	履行状況	市評価
管理責任者1人を常時配置すること。	○	B
必要な職員として、仕様書に定める係員を配置すること。	○	
職員の勤務形態は高尾地区市民センターの運営に支障がないように定めること。	○	
職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。	○	
障害者差別解消法の施行に伴う差別を解消するための措置の実施すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

イ 会議室、調理室等の利用に供すること。

業務内容	履行状況	市評価
施設設置条例に基づき、適切に使用許可をすること。	○	B
施設設置条例に基づき、必要に応じて使用を制限すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

ウ 施設及び設備の維持管理に関すること。

業務内容	履行状況	市評価
施設及び設備に関して仕様書別表1に定める保守管理を行うこと。	○	B
駐車場の管理を行うこと。	○	
施設賠償責任保険に加入すること。	○	

評価に対するコメント（評価B以外は必須）

エ その他

業務内容	履行状況	市評価
緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導および訓練すること。	○	B
個人情報の保護に関し、法令に基づき適正な管理体制を取り、職員に周知徹底を図ること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

(3) 各種計画書及び報告書等の提出等に関する市の履行確認及び評価

業務内容	履行確認	市評価
事業計画書及び収支計画書を提出し、市の承認を得ること。【中間】	○	B
月次業務報告書を指定の期日までに提出すること。【中間・年度末】	○	
事業報告書及び収支決算書を指定の期日までに提出すること。【中間】	○	
自己評価を行い、モニタリング結果を提出すること。【中間・年度末】	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

【履行確認】

- ：業務を実施した。
- ×：業務を実施していない。
- ：業務が発生しなかった。

【評価の基準】

- A：協定書、仕様書等の水準を上回る（履行状況に「×」がなく、仕様以上の業務を行ったとき。）。
- B：協定書、仕様書等の水準を満たしている（履行状況に「×」がないとき。）。
- C：協定書、仕様書等の水準を満たしていない（履行状況に1つ以上「×」があるとき。）。